

平成 2 4 年

上尾市教育委員会 9 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度当初教職員人事異動の方針について----- 1
- 議案第 5 1 号 上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部
を改正する規則の制定について----- 4
- 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価について----- 5

議案第 50 号

平成 25 年度当初教職員人事異動の方針について

平成 25 年度当初教職員人事異動の方針について、下記のとおり定める。

平成 24 年 9 月 19 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

平成 25 年度当初教職員人事異動の方針

平成 24 年 9 月 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

埼玉県教育委員会の「平成 25 年度当初教職員人事異動の方針について」（以下「県教育委員会の方針」という。）に基づき、本市教育界の活性化を図り、気風の刷新と教育効果を高めるため、教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。そのために、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に適正な異動を推進する。

2 実施要項

県教育委員会の方針にそって実施するが、特に次のことについて配慮して行う。

- (1) 退職については「職員の定年等に関する条例（昭和 59 年埼玉県条例第 4 号）」に定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勧奨退職制度の活用を図る。
- (3) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先する。
- (5) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (6) 学校の気風の刷新を図り、教職員の職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者は、積極的に異動を行う。
- (7) 学校の活性化を図るため、積極的に広域的視野に立った人事を行う。

平成24年9月 日

上尾市教育委員会決定

1 退職について

- (1) 定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 平成25年3月31日現在、満50歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勸奨条項を適用する。なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2ただし書きの「教育長が定める期日」は、平成24年12月8日とする。

2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、本人の意向を把握し、人事異動の方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 同一校在職3年未満の者については、原則として異動は行わない。また、妊娠中及び産休・育休等を取得中の者、休職中の者についても原則として異動を行わない。
- (4) 教職員の異動については、性別・年齢・職務経験・免許教科（中学校）等を考慮し、教職員組織の充実と学校相互の均衡化を図るため、計画的に推進する。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した、計画的、積極的な異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数等に留意し、計画的、積極的な異動を行う。
- (7) 新採用の者については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (8) 学校の気風の刷新を図り、教職員の職務経験を豊かにするため、同一

校在職 7 年以上の者については、積極的に異動を行う。

- (9) 過員を調整するための異動については、優先して行う。また、小・中学校間の異動について、資格及び特性等を考慮して行う。
- (10) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理を図るため、同一校における勤務年数等を考慮して行う。なお、同一校での校長・教頭の同時異動は避けるように努める。

3 長期的展望に立った人事異動計画の立案について

教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

提案理由

平成 25 年度県費負担教職員に係る当初人事異動の実施に当たり、計画的に適正な人事異動を推進するため、基本方針及び細部事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 5 1 号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 4 年 9 月 1 9 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和 3 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の表大谷小の項中「地頭方」の次に「（国道 1 7 号上尾道路西側を除く。）」を加え、同表平方東小の項中「小敷谷（」の次に「8 1 8 番地 1、8 1 8 番地 2、8 1 9 番地 1、8 2 0 番地 1、8 2 1 番地 1 及び」を、「西上尾第二団地 2 街区」の次に「、地頭方及び壺丁目（国道 1 7 号上尾道路西側）」を加え、同表今泉小の項中「5 6 8 番地」の次に「及び国道 1 7 号上尾道路西側」を、「県道上尾環状線東側」の次に「（8 1 8 番地 1、8 1 8 番地 2、8 1 9 番地 1、8 2 0 番地 1、8 2 1 番地 1 を除く。）で、市道第 1 0 1 5 号線北側」を加える。

別表第 2 K 区域の項及び L 区域の項を削る。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、地頭方及び壺丁目の各一部区域における通学区域の指定変更をするため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 5 2 号

平成 2 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
について

教育に関する事務の管理及び執行の状況について、下記のとおり、点検及び評価を行う。

平成 2 4 年 9 月 1 9 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

- 1 評価の方法 上尾市教育振興基本計画に掲げられた教育行政の 7 つの基本目標の下に体系付けられた施策及び事務事業について、それぞれ施策評価及び事務事業評価を実施する。なお、評価対象年度は平成 2 3 年度であり、評価基準日は平成 2 4 年 3 月 3 1 日とする。
- 2 評価結果 別冊「平成 2 4 年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価結果（案）」のとおり。
- 3 その他 当該点検評価の客観性を確保するとともに、今後の事業展開への活用を図るため、評価結果について、教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 3 年度における上尾市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行いたいので、この案を提出する。